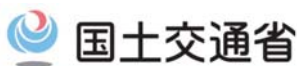


地方分権改革に関する地方からの提案について ＜地域公共交通関係＞

平成29年10月13日
国土交通省自動車局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地方分権改革に関する地方からの提案について ＜地域公共交通関係＞



管理番号	要望の概要	第2次回答概要
23	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	自家用有償旅客運送において地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、突発的な故障等一定の場合に限り、事業用自動車を自家用自動車として活用することが可能であることを明確化する。
94	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	これから実際に事業が実施される際にどのような問題が生じるかを十分に検証する必要があるため、対象地域について直ちに直視することは難しい。今後、このような検証に加え、関係者の意見も踏まえつつ、御提案のような地域を対象地域とすべきかどうか検討を行ってまいりたい。
203	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議の協議事項について、「地域公共交通会議で合意をとることが法令上必要とされている事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要はないが、合意をとることが望ましい事項」について整理し、地方運輸局等に周知する。 会議において協議が調った事項に係る軽微な変更とは、運行回数や運行時刻、迂回路の設定、運行事業者の変更等を想定しているが、これについても、例を示して周知する。
275	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	地域公共交通会議の議決方法について、一次回答の内容について、地方運輸局等に周知する。 地域公共交通会議の協議事項について、「地域公共交通会議で合意をとることが法令上必要とされている事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要はないが、合意をとることが望ましい事項」について整理し、地方運輸局等に周知する。

第2次回答概要

自家用有償旅客運送において地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、突発的な故障等一定の場合に限り、事業用自動車を自家用自動車として活用することが可能であることを明確化する。

◆ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）（抄）
（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者であって第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

◆ 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（抄）

2. 登録の申請

(2) 登録の申請

⑦ 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

以下に示す輸送の様子の別ごとに、市町村が保有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持ち込み自動車（市町村運営有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）を記載する。

第2次回答概要

これから実際に事業が実施される際にどのような問題が生じるかを十分に検証する必要があるため、対象地域について直ちに直視することは難しい。今後、このような検証に加え、関係者の意見も踏まえつつ、御提案のような地域を対象地域とすべきかどうか検討を行ってまいりたい。

＜タクシーによる貨物運送を可能とする通達の概要＞

- タクシー事業者がタクシー車両を用いてトラック事業を行う場合、トラック事業の許可を取得することが必要。
- 貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域とする。
 - ※過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの
- 平成29年9月1日より施行し、申請の受付を開始。

第2次回答概要

地域公共交通会議の協議事項について、「地域公共交通会議で合意をとることが法令上必要とされている事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要はないが、合意をとることが望ましい事項」について整理し、地方運輸局等に周知する。

会議において協議が調った事項に係る軽微な変更とは、運行回数や運行時刻、迂回路の設定、運行事業者の変更等を想定しているが、これについても、例を示して周知する。

◆ 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条（略）

2・3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

◆ 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（抄）

3.（1）④ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。

なお、運行回数や運行時刻の変更については、地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい。

第2次回答概要

地域公共交通会議の議決方法について、一次回答の内容について、地方運輸局等に周知する。

地域公共交通会議の協議事項について、「地域公共交通会議で合意をとることが法令上必要とされている事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要はないが、合意をとることが望ましい事項」について整理し、地方運輸局等に周知する。

◆ 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（抄）

1. 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

5. 地域公共交通会議の合意

（1） 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなす。地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分議論をつくして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

地域公共交通会議は、施行規則第9条第2項又は施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、地域公共交通会議における協議が調った場合に申請者（届出者）に対し交付するものとする。